令和７年３月発行　北本市子どもの権利擁護委員・相談員（小学生用）

北本市子どもの権利相談
とまちゃんち通信 第７号

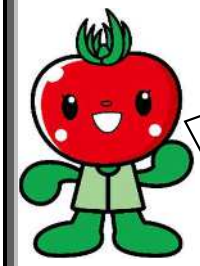

もうすぐ卒業や進級だね!! みんなは、どんな１年だったかな？

きたもと子どもの権利には、４つのはしらがあったよね。

そこで問題、［　　］に下のことばをいれて完成させよう！

まもられる　じぶん　さんか　あんしん
あそんだり　こども　けんか　おとこ おんな

（こたえは右下をみてね）

［ア］して生きる権利

子どもは　だれでも
大切にされて　安心して
健康に　平和に
生活できるんだよ

［イ］らしくそだつ権利

子どもは　だれでも
遊んだり　勉強したり
休んだりして
いいんだよ

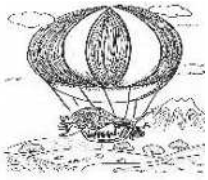

［ウ］権利

子どもは　だれでも
きずつけられたり
いじわるされたりしないで
幸せにすごすことが
できるんだよ

［エ］する権利

子どもは　だれでも
自分のきもちを　いったり
なかまといっしょに
楽しんだり
していいんだよ

（こたえ　アあんしん　イじぶん　ウまもられる　エさんか）

≪とまちゃんち○×クイズ≫

子どものけんりについて正しいと思えば○、まちがいと思えば× を(　)にいれよう！
（こたえは右下をみてね）

はらださん

Q1　子どもがびょうきやケガをしたときは、手あてを
うけることができる。（　　）

Q2　子どもは、べんきょうやならいごとだけでなく、
あそんだり、休んだりできる。　（　　）

あんさん

しもかわさん

Q3　子どもは、こまったことやしんぱいなことを、
まわりにそうだんすることができる。　（　　）

Q4　子どもは、おとなではないので、自分のかんがえや
おもったことをいってはいけない。（　　）

やすださん

おしえてね

とまちゃんち

あ
会って

はな
話す

でんわ

フォーム

てがみ

きたもと子どもの権利相談

0120-0874-56

おはなし　こーる

（おとな　048−590−5011）

月～金曜日（休みの日はのぞく）午前10時30分～午後6時

〒364−8633
北本市 本町1丁目 111番地
北本市役所 2階 人権推進課

秘密は必ず守ります。　あなたの気持ちを大事にします。

（こたえ　Q1○ Q2○ Q3○ Q4×）